自治体職員のための政策法務入門

~公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して~

(3)

岡山市総務局政策法務課課長補佐·岡山大学大学院社会文化科学研究科非常勤講師

宇那木正寬

判決((LRAの基準)

当競争のために一部の業者に経営の不安定を とすればこの判決でしょう。この事件の争点 準)を学ぶうえで、 性を判断するための中心的基準 選択の自由に関する重要な判決ではあります 査の基本を学ぶ裁判例として、 薬局適正配置事件最高裁違憲判決は職業の それ以上に、憲法上の権利の制限の合憲 その結果として生じる施設の欠陥等に 部地域における薬局等の乱設による過 非常に重要です。 ひとつ挙げる (L R A の 基 違憲審

た公共政策立案に必要な憲法知識について 裁判決とともに、今まで、取り上げなかっ 場合があります。第3回目となる今回は、 憲法上の権利の制限に関する代表的な最高 いる場合には、憲法上の権利の制限を伴う 公共政策の立案に際し、 合わせて確認しておきましょう。 規制的手法を用 ない代替措置が存在するので違憲であると判

の内容をみていきましょう。 難解に感じられます。 意味でこの判決は、 あてはめがストレートではありません。 なお、この判決の規範定立の部分に対する あてはめの部分がとても このことを念頭に判 その

断しました。

(規範定立)

それが社会政策ないしは経済政策上の積極的 原則として、 るから、その合憲性を肯定しうるためには、 もので、 かつ合理的な措置であることを要し、 る職業の選択の自由そのものに制約を課する 及び態様に対する規制を超えて、 「一般に許可制は、 職業の自由に対する強力な制限であ 重要な公共の利益のために必要 単なる職業活動の内 狭義におけ また、 容

えるが、 の自由 による規制の目的は、 に反するかどうかです。 この委任を受けた広島県の条例が職業の選択 防止する等の目的で、 よる不良医薬品 (距離制限) (営業の自由)を定めた憲法22条1項 目的を達成するためにより制限的で を求める旧薬事法6条2項 の供給の危険が生じることを 重要な公共の利益とい 薬局の開設に適 最高裁は、 適正配 正配置 及び 置

判断しなければならない」。

〈あてはめ〉

①「適正配置規制は、主として国民の生命及①「適正配置規制は、主として国民の生命及の場別であり」、「この点答察的目的のための規制であり」、「この点答解的目的のための規制であり」、「この点答案の場合に適切ではない」。→規制目的、本件の場合に適切ではない」。→規制目的、本件の場合に適切ではない」。→規制目的、本件の場合に適切ではない」。→規制目的、本件の場合に適切ではない」。→規制目的、本件の場合に適切ではない」。→規制目的、本件の場合に適切ではない」。→規制目的、本件の場合に適切ではない」。

③「薬事法は、医薬品の製造、貯蔵、販売のる」→規制目的は合憲

ては重要な公共の利益ということができ

合致するものであり、

かつ、

それ自体とし

②「薬局の開設等の許可条件として地域的

配置基準を定めた目的が……公共の福祉に

4 当がなされていても、違反そのものを根絶 することができるはずである」→より制限 遵守されるかぎり、 制裁と行政的監督のものとでそれが励行、 種々の厳重な規制を設けているし、 このような制限を施さなければ右措置によ ないとはいえないというだけでは足りず、 うな意味において国民の保健上の必要性が が憲法上是認されるためには、単に右のよ きな制約である薬局の開設等の地域的制限 うな予防措置として職業の自由に対する大 性がないとはいえない」。「しかし、このよ をできる限り除去する予防的措置を講じる 進んで違反の原因となる可能性のある事由 に防止するための万全の措置として、 供給による国民の保健に対する危険を完全 することは困難であるから、不良医薬品 が施され、その遵守を強制する制度上の手 険の防止という警察上の目的を十分に達成 られているものであり、 種業者の業務活動に対する規制として定め めている。これらはいずれも、薬事関係各 法もまた調剤について厳しい遵守規定を定 る職業の自由の制約と均衡を失しない程度 ことは、 的でないと考えられる手段が既に存在する。 「もっとも、法令上いかに完全な行為規制 決して無意義ではなく、 不良医薬品の供給の危 刑罰及び行政上の その必要 薬剤師 更に

いう手段に必要性、合理性が認められればれることを必要とする」→適正配置規制とせるおそれのあることが、合理的に認めらにおいて国民の保健に対する危険を生じさ

全過程を通じて製品の保障及び保全上

0

憲

⑤ 「大都市の一 模で発生する可能性があるとすることは 競争の激化―経営の不安定―法規違反とい すると考えられる。このようにみてくると、 えている一般の薬局等の経営者、 的な判断とはいえない。殊に、常時行政 これに伴う激烈な販売合戦、 う因果関係に立つ不良医薬品の供給の危険 の挙にでるようなことは、 師が経済上の理由のみからあえて法規違反 の監督と法規違反に対する制裁を背後に控 の不備等に直結させることは、 結果としての医薬品の貯蔵その他の管理上 直ちに一部薬局等の経営不安定、特にその とを考えると、不良医薬品の販売の現象を て競合していることが十分に想定されるこ ける営業政策上の行態等が有力な要因とし ろその製造段階における一部の過剰生産と や、一般に医薬品の乱売については、むし 契機として生じたものと認められること はスーパーマーケットによる低価格販売を のごときは、 薬局等の段階において、 主としていわゆる現金問屋又 部地域における医薬品 極めて異例に属 相当程度の規 流通過程にお 決して合理 特に薬剤 の乱売

限的でない手法が既に存在する)。 は認められない(目的達成のためにより制適正配置規制という手段に必要性、合理性に基づく合理的な判断とは認めがたい」→単なる観念上の想定に過ぎず、確実な論拠

〈紀話〉

項に違反し、無効である」。 「以上のとおり、薬局の開設等の許可基準の一つとして地域的制限を定めた薬事法6条目的のために必要かつ合理的な規制を定めたものということができないから、憲法22条1

【重要裁判例3—1】

報 配置事件、 措置である場合には、 らす弊害を防止するための消極的、 ないと認められることを要する(薬局適正 業活動の内容及び態様に対する規制によっ ては右の目的を十分に達成することができ 自由に対するより緩やかな制限である職 自由な職業活動が社会公共に対してもな (第5版)」206頁)。 777号8頁、 最大判昭和50·4·30 石川健治 許可制に比べて職業 憲法判例百 『判例時 警察的

立法事宝

しょう。
要な関係をもつ立法事実についてみておきま要な関係をもつ立法事実についてみておきま

要不可欠なのです。

要不可欠なのです。

法律や条例は、必ず、一定の社会的、経済的、文化的な一般事実を前提に制定されるわけです。この法律や条例の背後にあってそれを支えている社会的、経済的、文化的な一般事実を立法事実といいます。この立法事実が備わっていることは、法律や条例の立法に必ず、一定の社会的、経済

立法事実については、制定の目的及び規制で必要です。

に、営業を全くの自由とするのではなく、あいら人の食生活における安全を確保するためから、だれでもラーメン店を営業できるはずから、だれでもラーメン店を営業できるはずった。このことをラーメン店の営業を例にあげて

事実はないということになります。 については、合理性があることを支える立法 に全く役に立たないことは直ぐにわかります を備えることという要件はどうでしょうか 許可基準としてラーメン店の客席を50席以上 理保管に関し、 めにラーメン店の営業を許可制にして、その ね。したがって、この場合の手段 こうした許可基準を設けても目的達成のため 段として合理性はあるといえます。しかし、 でしょうか。この場合、 的基準を定めるという手法をとる場合はどう 許可基準としてラーメンを製造する用具の管 食生活における安全性の確保)を達成するた る程度規制する立法をつくる必要があると言 あるといえますね。次にこの立法目的 えます。この場合には、立法目的に合理性が 衛生上の観点から、その技術 目的達成のための手 (許可基準

ところで、連載第2回で、違憲審査の基準とついて、大きく分けると厳格な基準と緩やかな基準の二つに分かれると説明してきました(図2 - 6)。その際には、説明しませんでしたが、厳格な審査においては、立法の合理性を支える事実(立法事実)があ立法の合理性を支える事実(立法事実)があったの合理性を支える事実(立法事実)があったの合理性を支える事実(立法事実)があったの合理性を支える事実(立法事実)があったので、連載第2回で、違憲審査の基準と続われています。推定されるかどうかは、訴えられています。推定されるかどうかは、訴えられています。

立法事実を確認する作業をしているわけです。立法事実という言葉は知らなくても、現実に、する調査等を行うのが実務の通例ですから、の際には、多くの場合、立法の必要性を確認の際には、多くにおいては、特にこの点を意識ですが、立案においては、特にこの点を意識



(合理的関連性の基準)猿払事件最高裁判決

この事件は、北海道猿払村の郵便局員が衆家公務員法102条1項に定める政治的行為家公務員法102条1項に定める政治的行為です。国家公務員の政治活動の制限を定めたです。国家公務員の政治活動の制限を定めたが、国規定が表現の自由を定めた憲法2条に反するかどうが争点になりました。最高裁は、合理的関連性の基準により合憲であると判断しまい。

〈規範定立〉

①「行政の中立的運営が確保され、これに対
の要請にかなうものであり、公務員の政治
的中立性が維持されることは、国民全体の
的中立性が維持されることは、国民全体の
る。したがって、公務員の政治の要請にかなうものであり、公務員の政治

らない」
の許容するところであるといわなければなない限度にとどまるものである限り、憲法禁止することは、それが合理的でやむを得

「合理的で必要やむをえない限度にとどまるものか否かを判断するにあたっては、禁るものか否かを判断するにあたっては、禁止の目的、この目的と禁止することにより失わり得られる利益との均衡の3点から検討することが必要である」→合理的関連性の基準をが必要である」→合理的関連性の基準をが必要である」→合理的関連性の基準をが必要である」→合理的関連性の基準をが必要である。

〈あてはめ〉

1

とを免れない。また、公務員の右のような 党派的偏向を招くおそれがあり、 されるときは、 るため、 的運営とこれに対する国民の信頼を確保す のような弊害の発生を防止し、 が歪められる可能性が一層増大する」。「こ 不当な介入を容易にし、 党派的偏向は、 立的運営に対する国民の信頼が損われるこ いてはその属する行政機関の公務の運営に 中立性が損われ、 公務員の政治的行為のすべてが自由に放任 る行為との関連性について考えると、もし、 「まず、 禁止の目的、 公務員の政治的中立性を損なうお 逆に政治的党派の行政への おのずから公務員の政治的 ゆえにその職務の遂行ひ この目的と禁止され 行政の中立的運営 行政の中立 行政の中

ならないのであって、その目的は正当なも国民全体の共同利益を擁護する措置にほかまさしく憲法の要請に応え、公務員を含むそれのある政治的行為を禁止することは、

のというべきである」→目的は正当

③「公務員の政治的中立性を損なうおそれの ②「また、右のような弊害の発生を防止する 行政の中立的運営とこれに対する国民の ることは、禁止目的との間に合理的な関連性 のではない→利益は均衡 であり、 利益に比してさらに重要なものというべき のであるから、 頼を確保するという国民全体の共同利益な る利益は、公務員の政治的中立性を維持し、 約に過ぎず、……他面、 の禁止に伴う限度での間接的、 約されることになるが、それは、 は、同時にそれにより意見表明の自由が制 弊害の防止をねらいとして禁止するとき らいとしてではなく、その行動のもたらす に内包される意見表明そのものの制約をね ある行動類型に属する政治的行為を、これ があると認められる」→合理的関連性あり れがあると認められる政治的行為を禁止す ため、公務員の政治的中立性を損なうおそ その禁止は利益の均衡を失するも 得られる利益は、失われる 禁止により得られ 付随的な制 単に行動

〈結論〉

「したがって、国公法102条1項及び〈人

問題が指摘されています。 権力の利益を優先させるのではないかという かし、 19・9・18) についても用いられました。 市暴走族追放条例事件最高裁判決 件最高裁判決 するという手法は、 ように、目的・手段審査に加えて、 められず、憲法21条に反するもの」ではなない 必要やむをえない限度を超えるものとしては認 の比較が行われるものであり、 ところで、猿払事件最高裁判決に見られる 規則5項3号、 利益衡量は、 (最判昭和56·6· その後、 国家権力と国民との利益 6項13号は、 戸別訪問禁止事 裁判所は国家 15 (最判平成 利益衡量 合理的で や広島

【重要裁判例3―2】

とが必要である 禁止の目的、 ころであり、これを判断するにあたっては どまるものである限り、憲法の許容すると 橋和之· 49 われる利益との均衡の3点から検討するこ より得られる利益と禁止することにより失 為との関連性、 ある公務員の政治的行為を禁止すること 公務員の政治的中立性を損なうおそれ それが合理的でやむを得ない限度にと 11 憲法判例百選Ⅰ 『判例時報』757号33頁、 この目的と禁止される政治行 政治行為を禁止することに (猿払事件、 (第5版 最大判昭 32 頁)。 和

【重要裁判例3―3】

ŋ, 例時報』 あり、 る。 別訪問禁止事件、 てはるかに大きいということができる 正の確保という利益は失われる利益に比し 止に伴う限度での間接的、 亓 また、当該規制は、 目的と手段との間に合理的関連性があ 別訪問禁止の制約の目的 禁止により得られる選挙の自由と公 1003号25頁)。 最判昭和56 単に手段方法の禁 付随的なもので は正当で 6 15 戸 判 あ



小 売市場事件最高裁判4 明白性の基準 決

要件として適正配置の規制を課していること 場 件です。 業の自由 が憲法22条1項に定める職業選択の自由 舗用に貸付等を行うもの)の開設を許可する 小売商業調整特別措置法3条1項が小売市 (一つの建物を小さく区切って小売商の店 に反しないかどうかが争われた事 **(営**

と営業の自由という論点からすると、 正 しました。営業場所の設置における距離制限 一配置事件最高裁違憲判決と似ていますが 最高裁は、 明白性の基準により合憲と判 薬局適

> あり、 規制 的弱者の保護を目的としてなされる規制) 小売商業調整特別措置法に定める規制 れます(規制目的二分論)。 ことから、 を目的とする薬事法の規制とは異なるという 産に対する危険を防止、除去するための規制 争による共倒れから保護するための積極目 が、経済的基盤の弱い小売商を相互の過当競 (福祉国家の理念に基づいて、 消極目的規制 適用される審査基準が異なるとさ (国民の生命、 身体、 社会経済 目 で 的

(規範定立)

ができる」→積極目的規制は明白性の基準 これを違憲として、 不合理であることの明白である場合に限って、 の裁量を逸脱し、当該法的規制措置が著しく 尊重することを建前とし、ただ、立法府がそ かなく、裁判所は、 ては、立法府の政策技術的な裁量に委ねるほ (あてはめ 「個人の経済活動に対する法的規制につ その効力を否定すること 立法府の右裁量的判断

ても、 であるとは認められない」→目的に一応の合 社会経済の調和的発展を企画するという観点 措置ということができ、 から中小企業保護政策の一方策としてとった 応の合理性を認めることができないわけで なく、 「本法所定の小売市場の許可規制は、 それが著しく不合理であることが明白 また、その規制の手段・態様にお その目的において、 玉 が

Short Column

~公共政策とは何か~

今回の連載は、公共政策立案における基礎知識の 理解をテーマとしています。

政策とは、広義では、販売政策とかのように民間 事業者における活動方針も含まれます。民間事業者 では、政策というより戦略という言葉のほうがよく 使われるかもしれません。このうち、特に公共政策 という場合には、特に国や自治体などが公共的な課 題を解決するための具体的な活動方針であって、日 的・手段の体系をなすものとされています。自治体 の政策については、とくに、地域公共政策と言われ ます。今回の連載の内容は、この地域公共政策を念 頭においています。

ところで、社会が抱える様々な問題を解決するた めに立案される公共政策には、多様な利害関係を調 整し、立案しなければならないという複雑性があり ます。この複雑性を構成するものとして①全体性、 ②相反性、③主観性、④動態性があげられます。特 に公共政策に特徴的なのは、相反性です。相反性は、 公共政策を考える上での最大の難関といっていいで しょう。相反性とは、一方の事柄の改善が他方の事 柄の改善と反比例の関係にあるということです。た とえば、環境政策と経済政策の場合がその典型とい えるでしょう。環境政策重視のため、工場の立地に 規制をかければ、経済活動の制約につながるといっ た具合です。岡山県では、空路利用を推進していま すが、一人を岡山から東京まで運搬するCO₂の排出 量は、新幹線の10倍といわれています。ここにも 空路利用の拡大VS新幹線利用によるCO2の削減と いう相反性が生じています。

民間事業者の目的は、営利追求です。他方、自治 体の目的は、住民福祉の向上ですが、その内容として、 住民間の利益を調整するための公共政策を立案する という民間事業者にはない大きな役割があるのです。

【重要裁判例3―4

点から中小企業保護政策の一方策として 社会経済の調和的発展を企画するという観 本法所定の小売市場の許 前 可規制は、 玉

> 例時報』 段・ であることが明白であるとは認められ きないわけではなく、 おいては、一応の合理性を認めること 、小売市場事件、 百選 I 態様においても、 687号33頁、 (第5版 最大判昭和47·11· 204頁)。 また、その規制 中村睦男・憲法判 22

項に違反するものとすること」はできない。

2条所定の小売市場の許可規制が憲法22条1

「そうすると本法3条1項

同施行令1条

とった措置ということができ、 それが著しく不合理 その 目 ない 一的に の手 が 判

三段階審査 (15)

化の判断が①保護領域→②制限→③正当化と として組み込まれていることが特徴です。 憲法的視点で考慮するべき事項がパッケー いう三段階の審査を経て行われるため、 る違憲審査の手法である三段階審査 したネーミングになっています。内容的には、 最近、 が注目を浴びています。 ドイツの憲法裁判所で実践されて 人権制限の正当 (比例審 こう

3 同様に手段についての審査 三段階審査にお (2) がメインになります 11 ても、 通 (図 3 ?常の違憲審査と 1 step

と目的とする公益保護の内容が同等であ けるLRAの基準と比較して内容的には近 れます。 を、この項目で行うわけです。 ればよいとしているため、 階審査の ことがわかります(図2-6参照 衡という審査項目があります。 「両利益が均衡している) 三段階審査 結局のところ、 目的審査において、 目的審査にお の手段審査の中には、 いて、 通常の違憲審査にお かどうかが審査さ 実質的 目的 制限される人権 通常の これ な目的審査 が正当であ 利益 は、 ジ違憲審 三段 0) 均

ること、そして、 といえます。 審査に批判的であった高橋和之教授が芦部 わかりやすい基準 れる利益と失われる利益との利益衡量とい 実務的に使い易い た研修でこの三段階審査の内容を紹 に適った合理的な結論が得られれば問 査手法を用いるとしても、 実務上は、立法段階において、いず れているからだと思います。 ほとんどの受講者が三段階審査の 中にパッケージとして組み込まれて その理 最近、 生由は、 実質的な目的審査が、 のではないかとの感想を口 (利益の均衡) 自治体の 形式的適合性も審査 憲法の趣旨 職員を対象にし 最近、 によって 三段階 にらう 介する 問題ない 'n • 得 目 0

基準の にします。

> 5 喜 後 教授が補訂するにあたっては、 て三段階審査について言及されました。 の議論の方向性には目が離せません。 例の追加がほとんどであったことを考える 店 (高 2011年) 例ともいえる補訂です。 橋和之補 訂 105頁におい 「憲法 第 Ħ. 実務でも、 版) て、 (岩: 初 波

1 要事実の存否について裁判所が判断できな る具体的事実) 訴 の存否が真偽不明のとき(主 る主要事 実 (要件事実に対す

新たな法令や 今

高橋 8

(3) 三段階審査に基づく論証の作法を展開 2 = 法律時報8巻5号(2011年)6頁以下を 正人「最近の「三段階審査」論をめぐって」 られないこととなる一方当事者の不利益を 有利な法律効果の発生 った場合) 一段階審査を巡る議論については、 にその事実を要件とする自己に (又は不発生) が認 市

三段階審査についてもっとも定評のある文献 るものとして小山剛 (新版)』 2011年) 『「憲法上の権利」の作法 がある。 現 在 す

図3-1 三段階審査の内容

step 1

- □ 憲法上の権利の保護領域か
- step 2
- □ 憲法上の権利の制限に当たるか
- step 3
- □ 制限を正当化しうるか
 - (1) 形式要件
 - 法律の留保
 - □法律(条例)上の根拠があるか。
 - 規範の明確性
 - □規範要素は明確か。
 - (2) 実質要件
 - 目的審査
 - □規制目的は正当か(正当でさえあればよい)。
 - 手段審査
 - (ア) 手段の適合性
 - □目的実現に役立つものであるかどうか(→合理 的関連性の基準に相当)。
 - (イ) 手段の必要性
 - □より制限的でない他の選びうる手段が存在しな

(より緩やかな規制手段でも同じ目的を達成で きるのではないかどうか。LRA の基準に相当)。 @制限の度合い:直罰方式>間接罰方式、罰則> 公表、許可制>届出制、事前規制>事後規制、直 接規制>間接規制 etc

- (ウ) 利益の均衡 (狭義の比例性)
- □制限によって得られる利益と失われる利益との 均衡が保たれているか。
 - @保護の度合い:絶対的保障>保護範囲の中核 的保障>付随的保障(→立法裁量大)

(出所 筆者作成)